

令和4年2月

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和4年2月16日(水)		開催場所	ときわ会館5階 小ホール		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前10時10分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	高崎 定一	欠席	12	山本 博行	出席
	2	濱野 武雄	出席	13	浅子 幹夫	出席
	3	小島 道隆	出席	14	石川 幸利	出席
	4	細沼 和明	出席	15	関根 光一	出席
	5	関口 正夫	出席	16	高松 佳子	欠席
	6	西形 知行	出席	17	西澤 初男	出席
	7	石井 栄寿	出席	18	横山 敏夫	出席
	8	小山 吉男	出席	19	杉山 起司	出席
	9	小泉 孝行	出席	20	中山 幸光	出席
	10	井原 勇司	出席		小林 勝一	出席
11	本田 敏一	出席				
事務局	事務局長	関根 和彦	農地調整課長	阿久津 守	農業振興課主査	野口 雅朋
	副理事	田中 正美	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	野本 剛司	農地調整課主事	藤田 亮輔
	農業振興課長	石川 秀徳	農業振興課係長	宇根 義雄		
議案	議案第93号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第94号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第95号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第96号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について				
	議案第97号	生産緑地に係る農業従事状況の認定について				
	議案第98号	租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について				
	議案第99号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
議案第100号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について					
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3の規定による届出について ・農地法第4条第1項第8号の規定による届出について ・農地法第5条第1項第7号の規定による届出について ・農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について ・農地改良の届出(市街化調整区域)について ・2a未満農業用施設の届出について 					

1 開 会
関口会長職務代理者

只今から、令和4年2月さいたま市農業委員会月例総会を開会いたします。

はじめに、事前に送付されております月例総会開催通知のとおり、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、担当委員からの議案説明は省略し、補足等がある場合に限り説明をお願いいたします。複数の案件を担当する委員の方におかれましては、すべての案件をひとまとめにするのではなく、1案件ずつお願いいたします。次に、引続き新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「マスク着用の上での発言」について、改めてお願いするものです。また、審議中30分に一度事務局職員が部屋の換気を行いますので、皆さんの御理解、御協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

最後に、この会議は議事録作成をする必要があり、感染拡大防止に十分配慮した上で、マイクを使用しての進行とさせていただいております。議案説明の際は、事務局職員がマイクを消毒した上で発言者にお渡しいたしますが、会場が狭小であることから座席の前からお渡しすることをご了承ください。

2 会議成立の報告
関口会長職務代理者

本日は、在任委員21名中、高崎委員、高松委員が欠席されていますので、出席委員は19名です。よって、「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしておりますので、本会は成立しております。

3 署名委員の指名
関口会長職務代理者

議事録署名委員として、
議席番号3番 小島 道隆 委員
議席番号4番 細沼 和明 委員
を指名いたします。

議 長	<p>それではさっそく議案審議に入らせていただきます。 議案第93号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。 議案書に記載されているもの以外で補足説明がある場合に、説明をお願いします。</p> <p>番号1番、河合地区、関根委員より何かございますか。</p>
関 根 委 員	ありません。
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、河合地区、関根委員より何かございますか。</p>
関 根 委 員	ありません。
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、河合地区、関根委員より何かございますか。</p>
関 根 委 員	ありません。
議 長	<p>ありがとうございました。 以上、議案第93号、農地法第3条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第93号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	— 総 員 賛 成 —
議 長	<p>総員賛成でございます。 議案第93号について、許可することと決定いたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第94号、農地法第4条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>引き続き迅速な議事を進めていきますので、担当委員からの議案説明については省略し、補足説明等ございましたら発言をしてください。</p> <p>番号1番、馬宮地区、杉山委員より何かございますか。</p>
杉山委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、和土地区、濱野委員より何かございますか。</p>
濱野委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、和土地区、濱野委員より何かございますか。</p>
濱野委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号4番、和土地区、濱野委員より何かございますか。</p>
濱野委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号5番、慈恩寺地区、中山委員より何かございますか。</p>
中山委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、議案第94号、農地法第4条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第94号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員		— 総員賛成 —
議	長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第94号について、許可することと決定いたします。</p>

議	長	<p>続きますして、議案第95号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>引き続き迅速な議事を進めていきますので、担当委員からの議案説明については省略し、補足説明等ございましたら発言をしてください。</p> <p>先に番号2番を審議します。</p> <p>この案件は、西澤委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する案件ですので、先に審議します。</p> <p>西澤委員には審議終了まで退出をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">— 西澤委員退席 —</p>	
議	長	番号2番、七里地区、小山委員より何かございますか。	
小	山	委員	ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、議案第95号、番号2番について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第95号、番号2番について、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p>	
各	委	員	
議	長	<p>総員賛成でございますので、議案第95号、番号2番について、許可することと決定いたします。</p> <p>それでは、西澤委員、ご入室ください。</p> <p style="text-align: center;">— 西澤委員入室 —</p>	
議	長	<p>では、改めまして審議に入りたいと思います。</p> <p>番号1番、指扇地区、石川委員より何かございますか。</p>	
石	川	委員	ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号3番、片柳地区、小山委員より何かございますか。</p>	
小	山	委員	ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号4番、大久保地区、事務局より何かございますか。

事務局 事務局より説明をさせていただきます。譲受人は障がい者を対象とした就労支援のための農場を運営しています。農作業をする障がい者はあくまでもそれぞれの企業が雇用している社員であり、各企業から給料が支払われています。
当該事業を行うに至った背景ですが、まず、民間企業等は障害者雇用促進法により、一定数以上の障がい者を雇用することを義務付けられています。具体的には、従業員数が43.5人以上の企業については、従業員数の2.3%以上と定められております。法律で定められていることですので、法定雇用率に満たない場合は罰則があり、不足一人当たり月額5万円が課されます。しかしながら、民間企業は利潤を追求しているため、以前は障がい者を雇用し、法定雇用率を満たすことよりも、罰金を払った方がいいと考える企業も少なくなかったようです。
しかし、時が経つにつれて、企業もコンプライアンスを気にするようになりました。コンプライアンスと利潤追求の両立を希望する企業のニーズに答える形の事業を目的として、当該案件の申請に至ったところです。
なお、既に同一譲受人の同様の案件が市内には存在します。
以上となります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号5番、和土地区、濱野委員より何かございますか。

濱野委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号6番、和土地区、濱野委員より何かございますか。

濱野委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号7番、柏崎地区、本田委員より何かございますか。

本田委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号8番、慈恩寺地区、中山委員より何かございますか。

中山委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号9番、慈恩寺地区、中山委員より何かございますか。

中山委員 ありません。

議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号10番、慈恩寺地区、中山委員より何かございますか。
中	山	委員
		ありません。
議	長	ありがとうございました。 以上、番号2番を除く議案第95号、農地法第5条の規定による許可申請 について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 番号2番を除く議案第95号について、賛成の方の挙手を求めます。
各	委	員
		— 総 員 賛 成 —
議	長	総員賛成でございます。 議案第95号について、許可することと決定いたします。

議 長	<p>続きまして、議案第96号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について審議します。</p> <p>引き続き迅速な議事を進めていきますので、担当委員からの議案説明については省略し、補足説明等ございましたら発言をしてください。</p> <p>番号1番、馬宮地区、杉山委員より何かございますか。</p>
杉 山 委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、馬宮地区、杉山委員より何かございますか。</p>
杉 山 委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、指扇地区、石川委員より何かございますか。</p>
石 川 委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号4番、指扇地区、石川委員より何かございますか。</p>
石 川 委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号5番、指扇地区、石川委員より何かございますか。</p>
石 川 委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号6番、指扇地区、石川委員より何かございますか。</p>
石 川 委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号7番、指扇地区、石川委員より何かございますか。</p>
石 川 委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号8番、指扇地区、石川委員より何かございますか。</p>
石 川 委 員	<p>ありません。</p>

議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号9番、指扇地区、石川委員より何かございますか。
石川委員		ありません。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号10番、指扇地区、石川委員より何かございますか。
石川委員		ありません。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号11番、指扇地区、石川委員より何かございますか。
石川委員		ありません。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号12番、指扇地区、石川委員より何かございますか。
石川委員		ありません。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号13番、指扇地区、石川委員より何かございますか。
石川委員		ありません。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号14番、指扇地区、石川委員より何かございますか。
石川委員		ありません。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号15番、指扇地区、石川委員より何かございますか。
石川委員		ありません。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号16番、指扇地区、石川委員より何かございますか。
石川委員		ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号17番、指扇地区、石川委員より何かございますか。

石川委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号18番、指扇地区、石川委員より何かございますか。

石川委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号19番、指扇地区、石川委員より何かございますか。

石川委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号20番、指扇地区、石川委員より何かございますか。

石川委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号21番、指扇地区、石川委員より何かございますか。

石川委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号22番、指扇地区、石川委員より何かございますか。

石川委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号23番、大砂土地区、細沼委員より何かございますか。

細沼委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号24番、大砂土地区、細沼委員より何かございますか。

細沼委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号25番、大砂土地区、細沼委員より何かございますか。

細沼委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号26番、大砂土地区、細沼委員より何かございますか。

細沼委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号27番、大砂土地区、細沼委員より何かございますか。

細沼委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号28番、大砂土地区、細沼委員より何かございますか。

細沼委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号29番、大砂土地区、細沼委員より何かございますか。

細沼委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号30番、片柳地区、小山委員より何かございますか。

小山委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号31番、野田地区、浅子委員より何かございますか。

浅子委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号32番、川通地区、井原委員より何かございますか。

井原委員 譲受人は、市内での耕作面積は0㎡ですが、市外での耕作面積が一定規模存在していることから、問題ないものと思われま
す。以上となります。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号33番、川通地区、井原委員より何かございますか。

井原委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号34番、柏崎地区、本田委員より何かございますか。

本田委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号35番、柏崎地区、本田委員より何かございますか。

本田委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号36番、河合地区、関根委員より何かございますか。

関根委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号37番、河合地区、関根委員より何かございますか。

関根委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号38番、河合地区、関根委員より何かございますか。

関根委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
以上、議案第96号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による案件について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

浅子委員 番号10番から22番について伺います。譲受人の作付計画が牧草ですが、現況地目は牧草地となるのでしょうか。
また、市内に地目が牧草地の筆は存在するのでしょうか。

事務局 地目が畑としての利用であることから、牧草地にはならないと推測されます。
また、市内で牧草地が存在するか否かは定かではありませんが、当該譲受人が耕作している農地の中に牧草地はありません。

議	長	ありがとうございました。 他に何かございますか。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第96号について、賛成の方の挙手を求めます。
各	委員	— 総員賛成 —
議	長	総員賛成ですので、議案第96号について、原案どおり意見決定することといたします。

議	長	<p>続きまして、議案第97号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について審議します。</p> <p>引き続き迅速な議事を進めていきますので、担当委員からの議案説明については省略し、補足説明等ございましたら発言をしてください。</p> <p>番号1番、三室地区、西形委員より何かございますか。</p>
	西形委員	ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、三室地区、西形委員より何かございますか。</p>
	西形委員	ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、谷田地区ですので私の案件ですが、特に問題はありません。</p> <p>続きまして、番号4番、大門地区、石井委員より何かございますか。</p>
	石井委員	ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、議案第97号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第97号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
	各委員	— 総員賛成 —
議	長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第97号について、認定することと決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きますして、議案第98号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について審議します。</p> <p>番号1番、2番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第98号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第98号について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きますして、議案第99号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議します。</p> <p>番号1番から番号10番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第99号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第99号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第100号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議します。</p> <p>番号1番、馬宮地区、事務局より何かございますか。</p>	
事	務	事務局	<p>事務局より補足説明をさせていただきます。</p> <p>この案件は、埼玉県農林公社が中間管理権を取得するため利用権設定、申請者に6年10か月間貸し付けるのが適切か否かについて農業政策課より照会があったものです。</p> <p>以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>番号2番、大砂土地区、事務局より説明願いますが、何かございますか。</p>	
事	務	事務局	<p>事務局より補足説明をさせていただきます。</p> <p>この案件は、番号2番と同様、申請者に6年間貸し付けるのが適切か否かの意見照会でございます。</p> <p>以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>番号3番、柏崎地区、事務局より説明願いますが、何かございますか。</p>	
事	務	事務局	<p>事務局より補足説明をさせていただきます。</p> <p>この案件は、番号1番、2番と同様、申請者に6年間貸し付けるのが適切か否かの意見照会でございます。</p> <p>以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議案第100号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第100号について、農業政策課に「意見なし」として回答してもよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。</p>	
各	委	員	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
議	長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第100号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>	

5 報告事項	
議 長	<p>本日の議案審議は、以上です。 続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございます。</p> <p>事務局お願いいたします。</p>
事 務 局	<p>お手元の資料をご覧ください。 令和4年1月分報告事項です。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。 農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。 農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。 農地法第18条第6項の規定による解約通知でございます。 農地改良の届出（市街化調整区域）でございます。 2 a 未満農業用施設の届出でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>ないようでございますので、閉会のご挨拶を、石川会長職務代理よりお願いいたします。</p>
6 閉会宣言 石川会長職務代理者	<p>本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。</p> <p>これもちまして、令和4年2月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。</p>